○金融庁告示第四号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月七日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子

二及び四中「住友信託銀行株式会社　東京都千代田区丸の内一丁目　住友信託銀行株式会社ホールセール事務推進部」を「住友信託銀行株式会社　東京都府中市日鋼町　住友信託銀行株式会社事務推進部」に改める。

○法務省告示第三百七号

埼玉県川口市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年六月七日

法務大臣　千葉　景子

埼玉県川口市幸町二丁目二十三番地　金杉　倉吉一

○文化庁告示第二十二号

次の重要文化財について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十三条の規定による届出があったので、文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成十四年法律第八十一号）第五条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年六月七日

文化庁長官　玉井日出夫

種類	名称	施設	所有者	盗難の時期	特徴
彫刻	木造大日如来坐像（もくぞうだいにちにょらいざぞう）	今養寺収蔵庫（大阪府豊能郡能勢町野間西山三一二）	宗教法人今養寺（大阪府豊能郡能勢町野間西山三一二）	平成二十二年三月二十日から同年二十一日までの間	像高一一七センチ。木造で表面に金箔が押されているが、かなりの範囲にわたり剥落し、木肌や黒漆塗りが露出している。内部は刳り抜かれ、像底面がその開口部になっている。像内、腹部の裏にあたる位置に「経深」の墨書銘がある。眼には玉眼が嵌められておらず、額中央の白毫は水晶製である。

備考

一　第一欄に掲げる種類は、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料その他の盗取された国内文化財（文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律第二条第二項に規定する国内文化財をいう。以下同じ。）の種類とする。

二　第二欄に掲げる名称は、盗取された国内文化財の名称とする。

三　第三欄に掲げる施設は、国内文化財が盗取された施設（文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約第七条(b)(i)に規定する施設をいう。）とする。

四　第四欄に掲げる所有者は、盗取された国内文化財の所有者とする。

五　第五欄に掲げる盗難の時期は、第三号に掲げる施設から国内文化財が盗取された時期とする。

六　第六欄に掲げる特徴は、寸法、材質、形状、色その他の盗取された国内文化財の特徴とする。

○文化庁告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年六月七日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
竹田城跡	昭和十八年文部省告示第七百四十二号及び平成二十一年文部科学省告示第百十九号	朝来市（兵庫県）

○文化庁告示第二十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年六月七日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
ピリカノカ　九度山（クトゥンヌプリ）　黄金山（ピンネタイオルシペ）　神威岬（カムイエトゥ）	平成二十一年文部科学省告示第百十四号及び平成二十二年文部科学省告示第二十号	名寄市（北海道）　石狩市（北海道）

○文化庁告示第二十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十二年六月七日

文化庁長官　玉井日出夫

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
馬場大門のケヤキ並木	大正十三年内務省告示第七百七十七号	府中市（東京都）